

TOC BUYERS JCBカード特約

第1条 (名称)

本カードは、株式会社テーオーシー（以下「当社」という。）と株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という。）が提携して発行するものでTOC BUYERS JCBカード（以下「カード」という。）と称します。

第2条 (会員)

本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当社およびJCB（以下「両社」という。）が認めた官公庁、企業、団体または個人事業主（以下「法人等」という。）を会員（以下「会員」という。）とし、JCBがカードを貸与します。

第3条 (年会費)

会員は、当社に対して当社が通知または公表する年会費を支払う場合は、JCBカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条 (提供サービスと利用)

1. 当社（本条においては当社が提携するサービス提供会社含む。）が提供するサービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。
2. 会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員がJCBの定めるJCB会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当社が会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
3. 当社が必要と認めた場合には、当社はサービスおよびその内容を変更することがあります。
4. 会員は、当社が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとします。

第5条 (会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除)

1. 会員および入会を申し込まれた法人等（以下あわせて「法人会員等」という。）ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方（以下あわせて「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」をあわせて「会員等」という。）は、当社が会員等の会員情報（本条(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1) 当社のサービスを提供するために、以下の会員に関する情報（以下「会員情報」という。）を収集、利用すること。
 - ① 法人名、法人代表者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申し込み時および第6条において届け出た事項。
 - ② 氏名、生年月日、住所、電話番号等、カード使用者等が入会申し込み時および第6条において届け出た事項。
 - ③ 入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容。
 - ④ 会員のカードの利用内容。（第7条において共有する情報）
 - (2) 当社が会員に対し、当社ならびに当社グループ会社または当社の運営する各ビル内のテナント各社の商品ならびに提供するサービスの諸案内等をする目的で、会員情報を利用すること。ただし、会員が当該案内などについて中止を申し出た場合、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する相談窓口へ連絡するものとします。）
 - (3) 当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、会員情報を当該業務委託先に預託すること。
2. 会員等は当社に対して、自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口へ連絡するものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条 (届出事項の共有)

会員が、当社またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があり、当社またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について両社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第7条 (利用内容の共有)

会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員のカードの利用内容を、両社において共有することあらかじめ同意するものとします。

第8条 (会員資格の喪失)

会員が当社会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第9条 (JCB会員規約と本特約の関係)

本特約に定めのない事項については、JCB会員規約が適用されるものとします。

<ご相談窓口>

当社に対する会員情報の開示・訂正・削除などの会員情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

株式会社テーオーシー TOCバイヤーズJCBカード事務局
東京都品川区西五反田7-22-17
03-3494-2141

(TK127900・20200529)